

# 野洲市景観計画ガイドライン

## 〔野洲駅南地区〕

### (素案)

1. 景観形成図	1
2. 行為の制限に関する事項(景観形成基準)	3
3. 景観形成基準の解説(建築物に関する事項)	5
4. 景観形成基準の解説(工作物等に関する事項)	18

#### 野洲市景観計画ガイドライン(野洲駅南地区)について

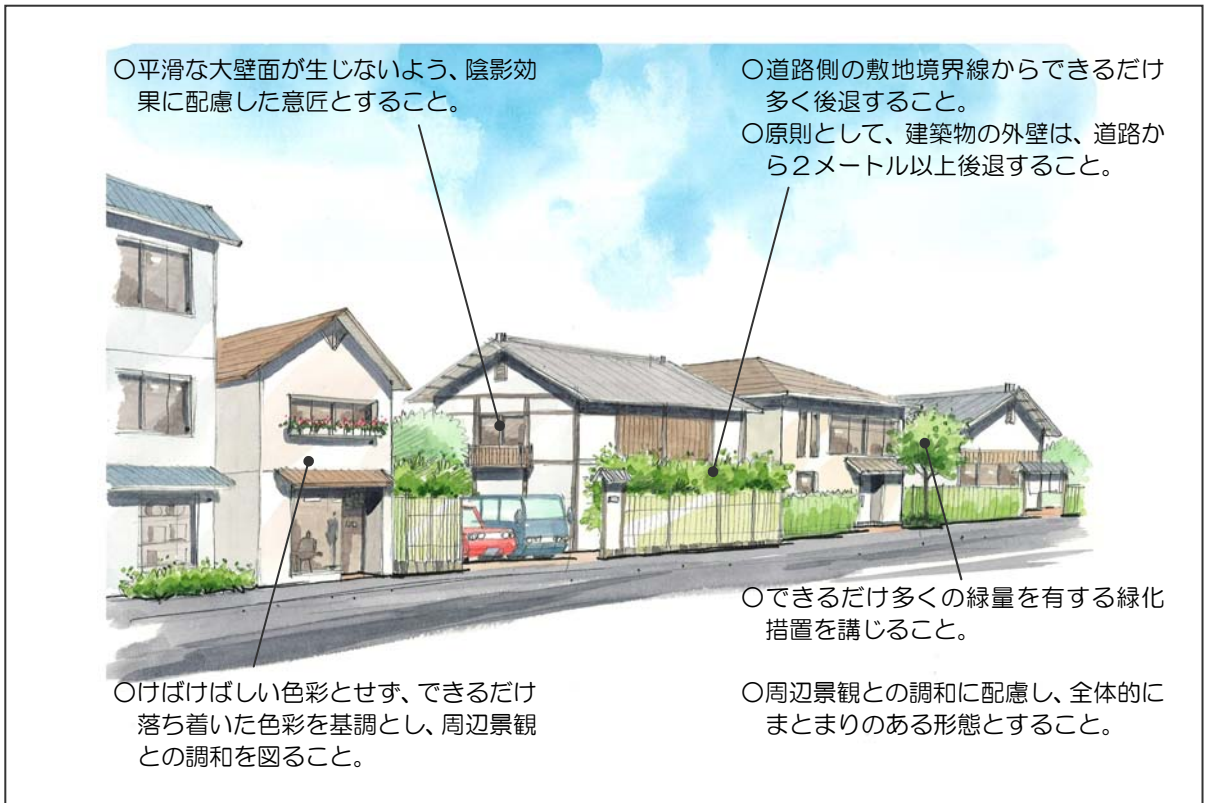
- 景観形成基準について、一定の規模以上の行為を行おうとする方々に共通の認識を持っていただけるよう、参考図・写真による具体的事例や数値などにより、わかりやすく解説したものです。
- 本資料はその一例として、「野洲駅南地区」のガイドライン(素案)を示したものです。今後、当地区を含め、その他の重点地区及び一般地区についても、景観計画施行までの間に作成する予定です。

平成24年9月

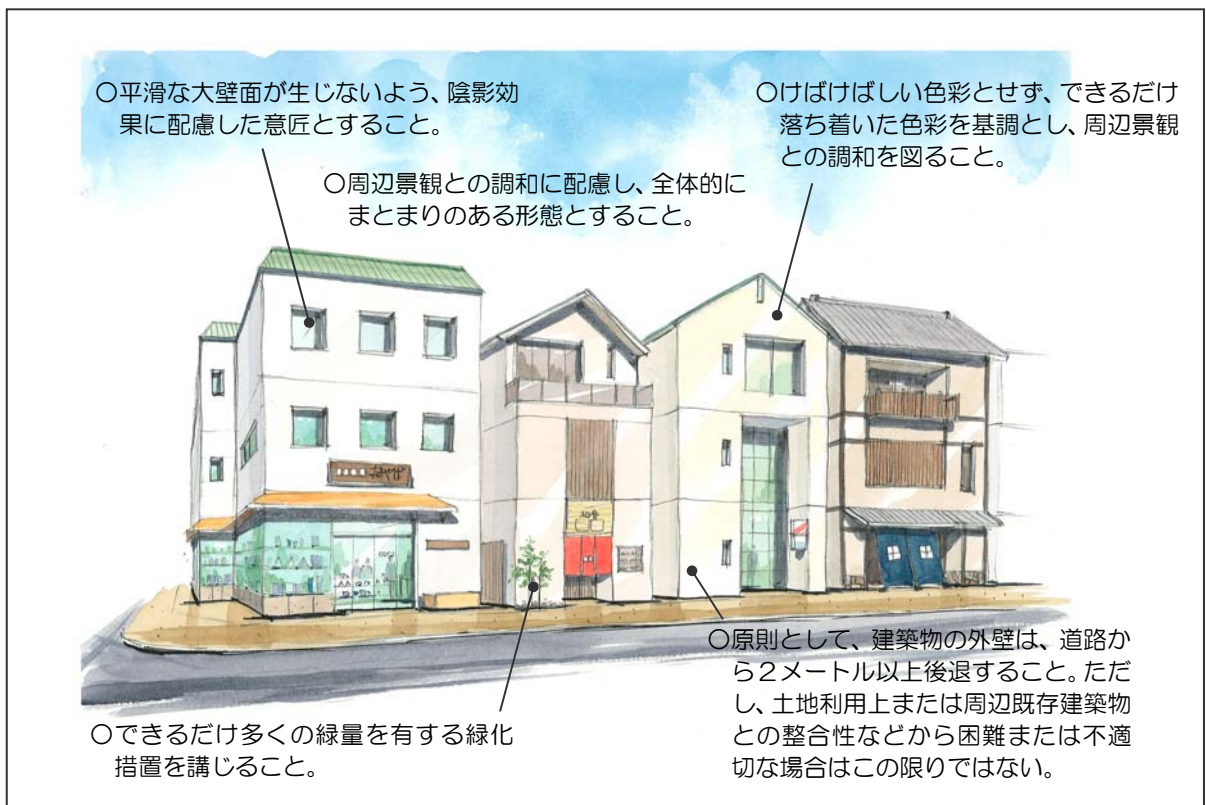
野洲市都市建設部都市計画課

# 1. 景観形成図

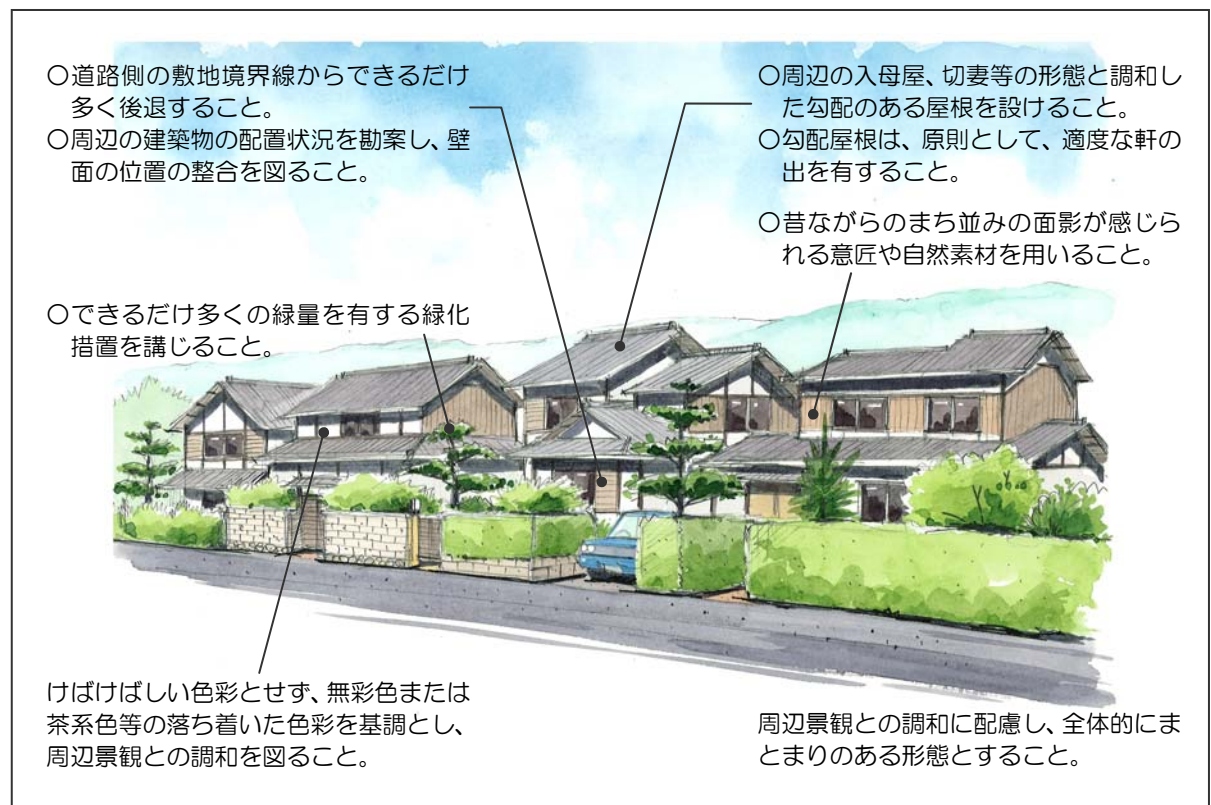
## 区域全体(中山道沿道を除く)の一般景観形成図



## 区域全体(中山道沿道を除く)店舗等が集積する区域の景観形成図



## 中山道沿道の景観形成図



## 2. 行為の制限に関する事項(景観形成基準)

		区域全体(中山道沿道を除く)	中山道沿道	
建築物の新築、増築または改築	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路敷(以下「道路」という。)側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>・原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。ただし、土地利用上または周辺既存建築物との整合性などから困難または不適切な場合はこの限りではない。</li> <li>・敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</li> <li>・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の建築物の配置状況を勘案し、壁面の位置の整合を図ること。</li> </ul>	
	形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</li> <li>・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。</li> <li>・勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。</li> </ul>	
		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。</li> </ul>	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。</li> <li>・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</li> <li>・周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</li> <li>・外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</li> </ul>	
	色彩	色相 0.1R ~10G 彩度 6 以下 明度 3 以上	色相 0.1R ~10G 彩度 3 以下 明度 3 以上	
		色相 0.1BG~10RP 彩度 3 以下 明度 3 以上	色相 0.1BG~10RP 彩度 3 以下 明度 3 以上	
		無彩色 明度 3 以上	無彩色 明度 3 以上	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。</li> <li>※漆喰、ペンがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。</li> <li>・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。</li> <li>・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</li> </ul>		
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</li> <li>・冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。</li> <li>・周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。</li> <li>・道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。</li> <li>・建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</li> <li>・大規模建築物にあっては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</li> <li>・植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>			
樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> </ul>			
建築物等の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置および敷地の緑化措置の基準による。</li> </ul>			
建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準による。</li> </ul>			
建築物等の外観の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ該当する建築物等の色彩の基準による。</li> </ul>			

		区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
工 作 物 （ 垣 ・ さ く ・ へ い ・ 其 他 これ ら に 類 する もの ・ 門 ・ 擁 壁 除 く）	敷地内における位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。</li> <li>電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。</li> </ul>	
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。彫像についてこれにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。</li> <li>平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</li> <li>電柱の形態は簡素化を図ること。</li> </ul>	
	敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</li> <li>道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</li> <li>植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> <li>敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</li> <li>鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。</li> </ul>	
	樹木等の保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> </ul>	
垣、さく、へいその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</li> <li>道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。</li> <li>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</li> </ul>		
門	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。</li> </ul>		
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。</li> <li>できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したのものとする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。</li> </ul>		
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>原則として、道路から2メートル以上後退すること。</li> <li>遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</li> <li>事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</li> <li>農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。</li> <li>樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> <li>植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>		
土地の開墾その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、できるだけ保全すること。</li> <li>造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあつては、必要最小限のものとする。</li> <li>のり面が生じる場合にあつては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</li> <li>駐車場を設置する場合にあつては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。</li> </ul>		

### 3. 景観形成基準(建築物に関する事項)の解説

#### (1) 敷地内における位置

	区域全体(中山道沿道を除く)	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路敷(以下「道路」という。)側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。ただし、土地利用上または周辺既存建築物との整合性などから困難または不適切な場合はこの限りではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の建築物の配置状況を勘案し、壁面の位置の整合を図ること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</li> <li>樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</li> </ul>	

#### ■ 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ゆとりある緑豊かな沿道景観を形成するため、道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保しましょう。
- 外壁と道路の距離は、区域全体では、原則2メートル以上確保しましょう。ただし、土地利用上または周辺既存建築物との整合性などから困難な場合や不適切な場合はこの限りではありません。

#### 外壁の後退距離2メートルについて

- 一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられます。
- 壁面の後退距離は原則2メートル以上としますが、道路に近接した位置に壁面を有する建物が集積している商業集積地などでは、壁面線の連続性が途切れ、まちなみが乱れてしまいますのでこの基準は適用しないこととします。

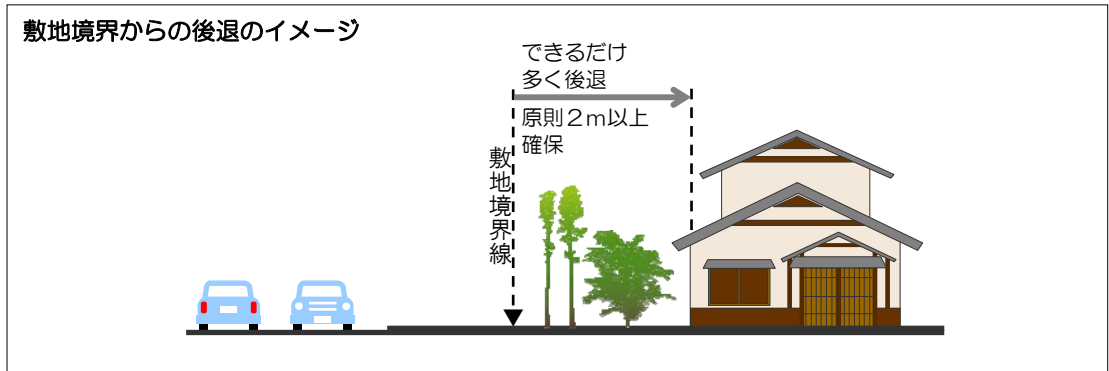
- 中山道沿道においては、壁面位置が道路に面しているものや離れているものが混在していますが、連続性のあるまち並みを形成していくため、周辺の建築物などの壁面線にあわせた壁面位置にしましょう。

#### 中山道沿道の壁面の位置

- 中山道沿道は、街道筋の多くでみられる道路に面して建物が立ち並ぶまち並みではなく、壁面が道路から離れた位置にありその間に植栽が施されるものと、壁面位置が道路に面しているものとが混在した景観となっています。
- そのため、一律に壁面位置を揃えるのではなく、周辺の建築物などの壁面線にあわせた壁面位置へ誘導することとしました。

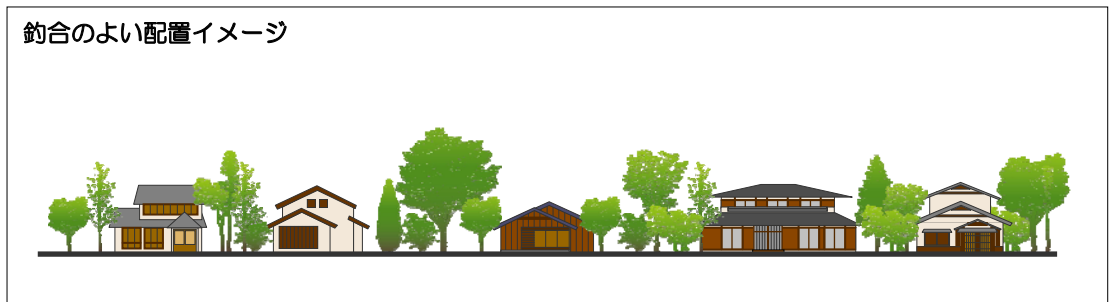


- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。



### ■ 敷地内の建築物および工作物の規模等を勘案して、釣合いよく配置する。

- ・ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、新たに建築する建築物を敷地内の既存建築物や工作物の規模等に配慮した位置に配置しましょう。
- ・敷地内にある樹木を修景に生かせるように配置しましょう。
- ・まち並み全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等に配慮した位置に配置しましょう。

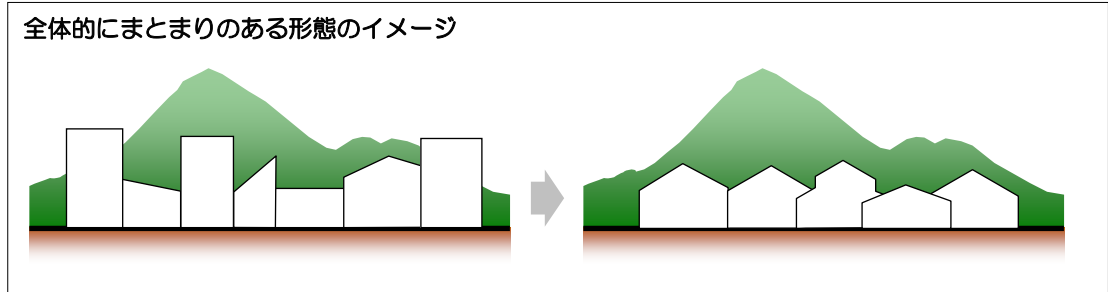


## (2) 形態

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</li> <li>・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。</li> <li>・勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の建築物と調和した屋根（勾配、向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。</li> </ul>	

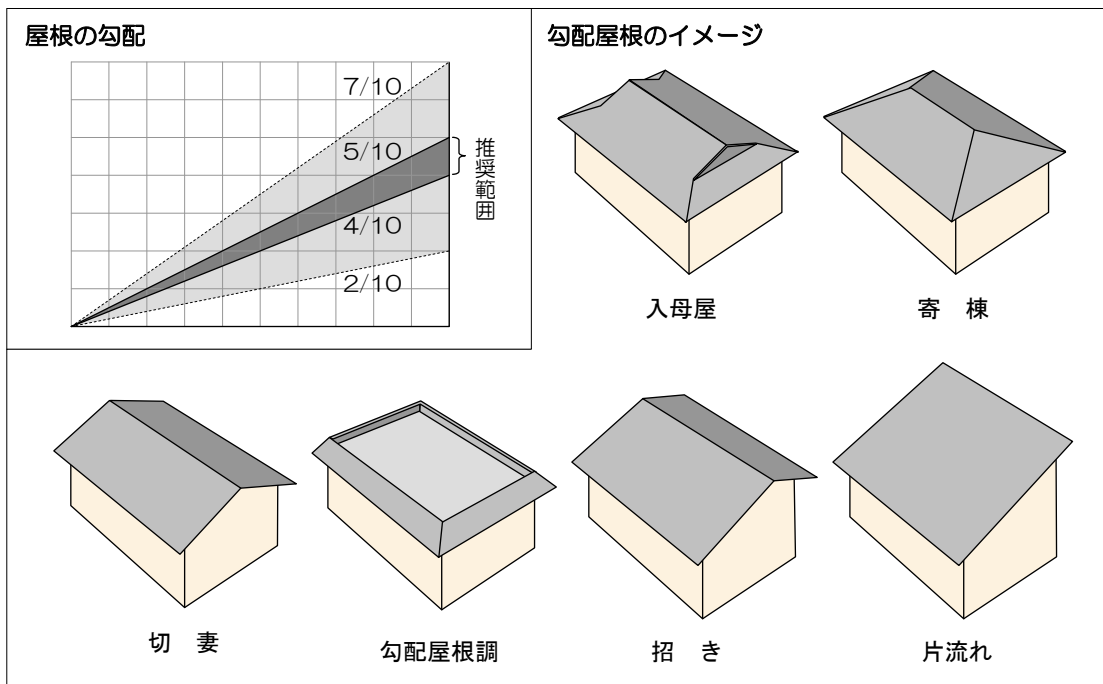
■ 周辺との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- ・ 落ち着いたある景観を形成していくため、周辺の既存建築物などに配慮した形態にしましょう。
- ・ 同一化した形態ばかりだと、味わいのないまちなみになってしまうため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性が感じられるようにしましょう。



■ 周辺の多くが勾配屋根等をもった地区では、原則として勾配のある屋根を設ける。

- ・ 中山道沿道など比較的勾配屋根が多い地区では、勾配屋根の連続する景観を形成していくため、勾配屋根や勾配屋根調の屋根にしましょう。
- ・ 屋根の勾配の基準は、原則  $2/10 \sim 7/10$  とし、 $4/10 \sim 5/10$  を推奨します。
- ・ 屋根の勾配が  $3/10$  以下または  $6/10$  以上の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・ 勾配のある屋根の設置が必要のない地区においても、勾配屋根や勾配屋根調の設置に努めましょう。
- ・ 勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻などの設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要です。



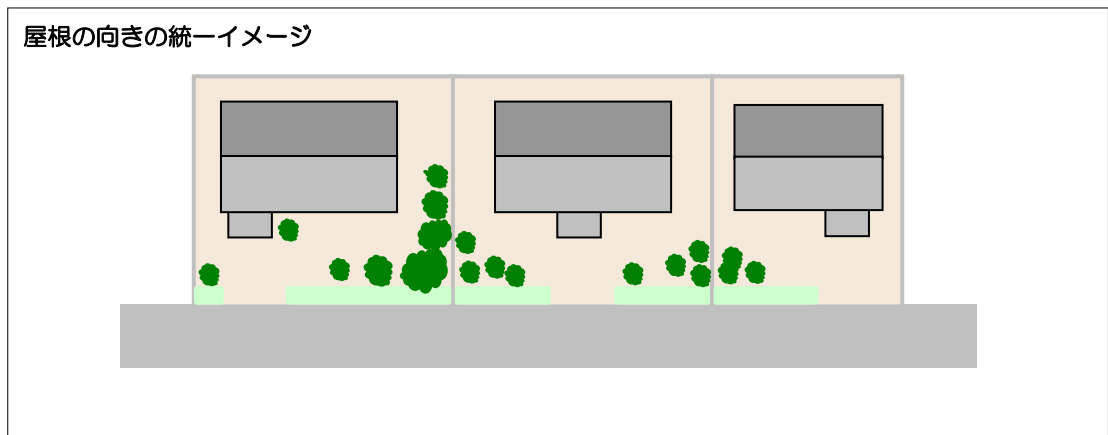


### ■ 勾配屋根は、適度な軒の出を設ける。

- ・ 勾配屋根に適度な軒の出を設けることによって、安定感のある景観を形成できます。また、その陰影効果により、表情のある景観の形成に寄与します。
- ・ 軒の出は 75cm 以上を推奨します。軒の出が 25cm 以下の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・ なお、建築物群として一つの景観を形成する場合や、敷地に余裕がない場合など物理的に制約がある場合はこの限りではありません。

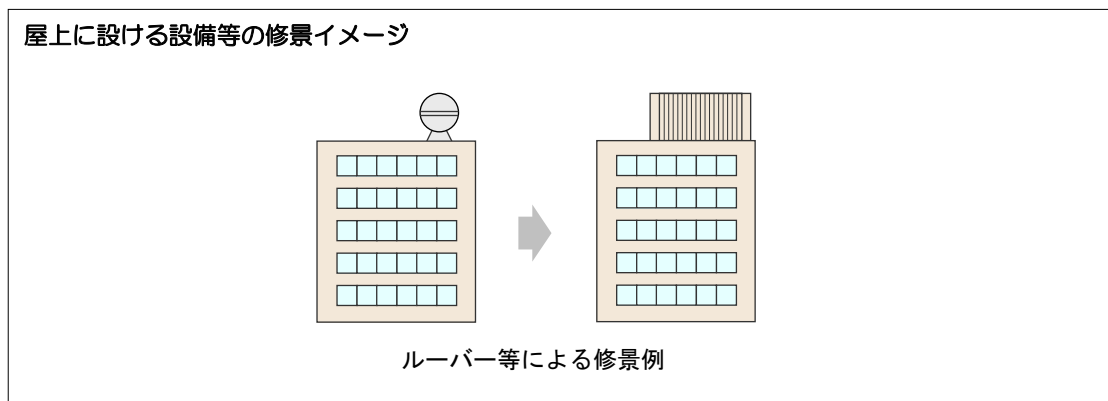
### ■ 周辺の建築物と調和した屋根等とし、連続したまち並みを乱さないよう努める。

- ・ 中山道沿道においては、まち並みの連続性を乱さないよう、周辺の建築物と調和した勾配のある屋根を使用するとともに、屋根の向きの統一に努めましょう。



### ■ 高架水槽や壁面の配管などの無機質な設備は周辺の景観を損なうおそれがあるため、これらを目立たないようにする。

- ・ 高架水槽やクーリングタワーといった設備類が屋上に露出していると、景観が損なわれることがあります。そのため、屋上に設ける設備等は、できるだけ望見されない位置に配置するか、目隠し措置やルーバー等による遮へい措置を施しましょう。
- ・ アンテナ設備も景観を阻害する要因となるので、できるだけ公共空間から直視できない位置に設置しましょう。
- ・ 屋根の形状や色彩と調和しないソーラーパネル（太陽光パネル）も景観を阻害する要因となるので、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。



### (3) 意匠

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。</li> <li>・屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</li> <li>・周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。</li> </ul>

#### ■ 味気ない印象をあたえないように平滑な大壁面とせず、陰影効果に配慮する。

- ・大規模で平滑な壁面は、味気ない印象をあたえます。これを軽減させ、良好な景観を形成するため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにしましょう。

##### 陰影効果に配慮した工夫例



開口部における工夫例



タイルを使用した工夫例

#### ■ 中山道沿道では、昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠とする。

- ・中山道沿道には、旧街道の面影を感じる建物が比較的多く立地しており、こうしたなか異なる様式の建築物が混在すると違和感をあたえます。そのため、建築物は昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠とし、連続性のある景観を形成していきましょう。

##### 昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠の建築物

- ・中山道沿道には、木材を使用した典型的な日本建築の在来工法によるもの、漆喰や焼き板を用いた壁面の仕上げ、和瓦の瓦葺きなど、旧街道の面影を感じる建築物が比較的多く立地しています。
- ・こうした地区特性を伸ばし、良好な景観を形成していくため、これらの建築物と類似した意匠に誘導することとしました。

##### 昔ながらのまち並みの面影が感じられる意匠の建築物



漆喰壁と焼き板壁



寄棟屋根（和瓦）



切妻屋根（和瓦）

#### (4) 色彩

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</li> <li>・ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系色等の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</li> </ul>
	色相 0.1R ~10G 彩度 6 以下 明度 3 以上 色相 0.1BG~10RP 彩度 3 以下 明度 3 以上 無彩色 明度 3 以上	色相 0.1R ~10G 彩度 3 以下 明度 3 以上 色相 0.1BG~10RP 彩度 3 以下 明度 3 以上 無彩色 明度 3 以上
	※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。</li> <li>・ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</li> </ul>	

#### ■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図る。

- ・ 落ち着いた景観を形成していくため、できるだけ落ち着いた色彩を用いましょう。外壁は鮮やかなものや暗いもの、屋根は、鮮やかなものを避けましょう。外壁等に屋外広告物を設置する場合は、周辺景観に違和感をあたえるけばけばしい色彩を大部分で使用することは避けましょう。
- ・ 中山道沿道には、旧街道の面影を感じる落ち着いた色彩の建築物が比較的多く立地していますので、けばけばしい色彩とせず、無彩色または茶系のより落ち着いた色彩とし、周辺景観や敷地内の状況との調和を図りましょう。
- ・ 中山道沿道で見られる焼き板などの自然素材のものは、色彩基準に適合しないものもありますが、良好な景観の形成に寄与するものなので積極的に用いましょう。

#### 中山道沿道の建築物の色彩

- ・ 中山道沿道には、比較的落ち着いた色彩を用いた建築物が多く立地し、鮮やかな色彩の建築物はほとんど立地していません。そのため、より落ち着いた色彩へ誘導し、良好なまち並みを形成することとしました。
- ・ 中山道沿道に立地する建物には、焼き板壁を用いたものが増えており、これらの色は暗く色彩の基準には適合しませんが、中山道を代表する仕上げであることから認めることとしています。

**【参考】色彩について**

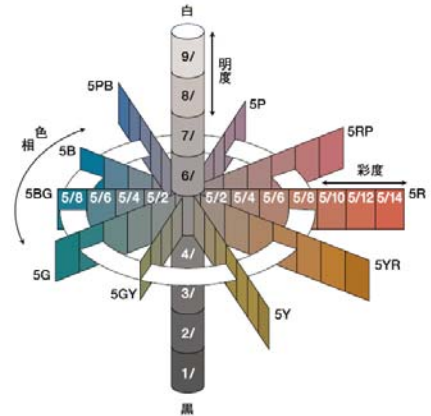
景観計画等では、色彩を客観的に表すために、日本工業規格（JIS）でも採用されているマンセル表色系を採用します。

マンセル表色系では、有彩色は「色相 明度／彩度」で表現し、例えば1 OYR 8. 5/1. 5のように示します。無彩色は「明度」のみ表現し、例えばN4. 0のように示します。

**色相(いろあい):**10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその割合を示す1～10までの数字を組み合わせることで表します。

**明度(あかるさ):**あかるさの割合を0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

**彩度(あざやかさ):**あざやかさの割合を0～14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。



**■ 色は使用する面積に応じた色彩とする。**

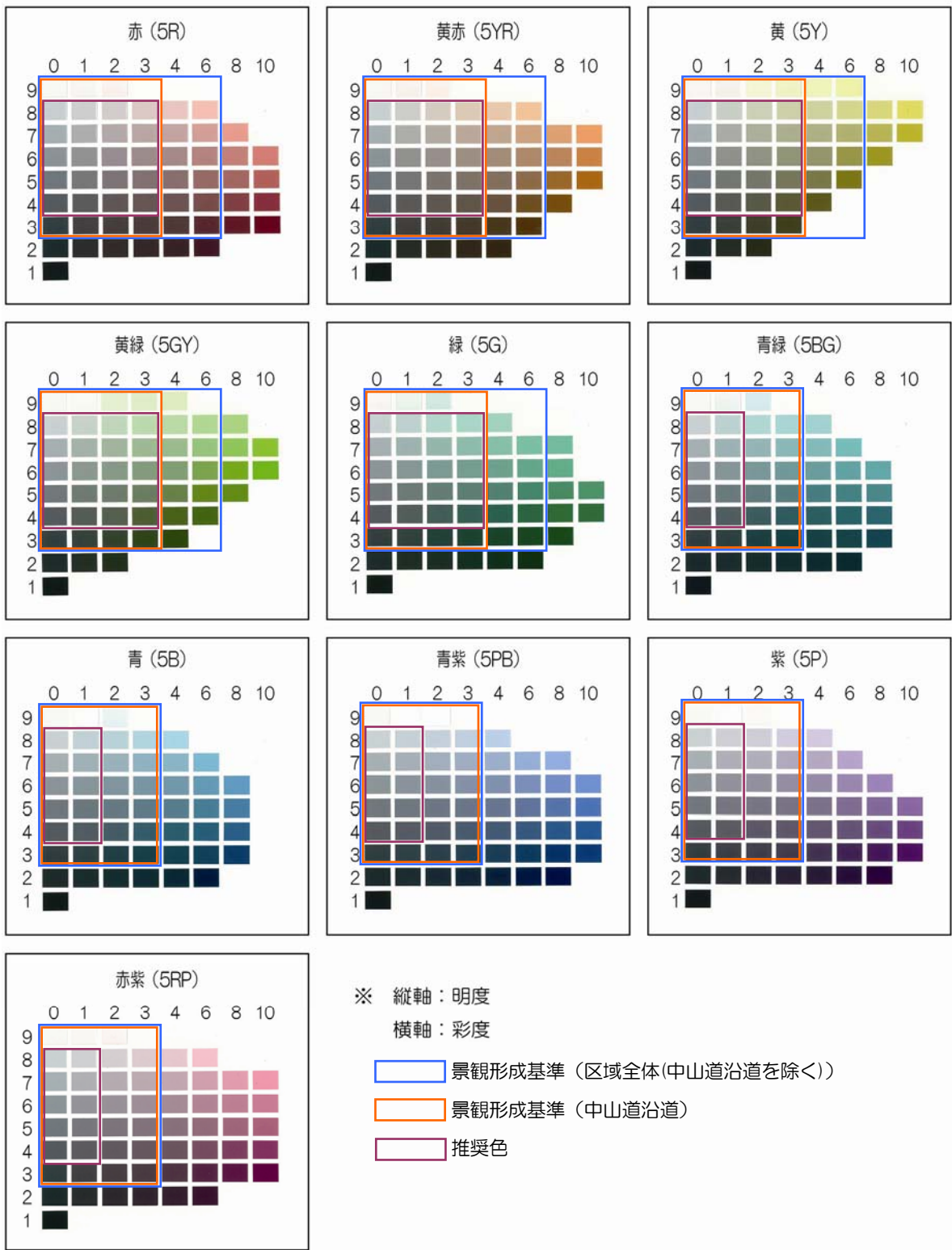
- ・使用する面積の割合によって、基調色、副基調色、強調色に区分します。

分類	内容	面積
基調色	最も大きな面積を占めます。 基調色の色が街並みに大きく影響します。	70%
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。 強調色を用いることで、単調な配色に変化や動きを与えることができます。	5%
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。 基調色を引き立て、安定させます。	25%

The diagram shows a building facade with three distinct color zones. The top section is labeled '基調色' (Base Color) and is light beige. The middle section is labeled '強調色' (Accent Color) and is a dark brown. The bottom section is labeled '副基調色' (Secondary Color) and is a medium brown. Arrows point from the text labels to the corresponding color zones on the building.

- ・基調色は、積極的に推奨値の色彩を用いましょう。
- ・屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用されて、明度の基準は適用しません。積極的に日本瓦の黒、グレー、茶などを採用しましょう。

【基調色の基準】

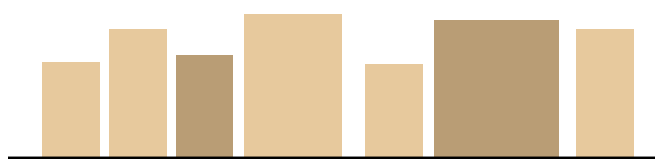


### 【調和とは】

- ・色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。
- ・「類似調和」は、色相や明度、彩度を近似した一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象をあたえることができます。特に「基調色」については「類似調和」とし、周辺の色彩と調和するように配慮することが必要です。
- ・「対比調和」は、色相や明度、彩度を周辺と差の大きなものとすることで、強調した印象をあたえることができます。こうした効果は、公共施設などで使用することでランドマークになるとともに、まちなみのアクセントになります。

#### 類似調和

色相やトーンを一定の範囲にそろえることにより、調和したイメージが感じられます。



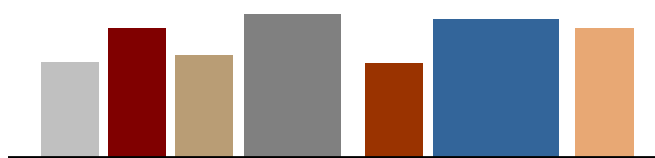
#### 対比調和

地域のランドマークとなる建物について、対比調和を行うことにより、まち並みにアクセントをあたえることができます。



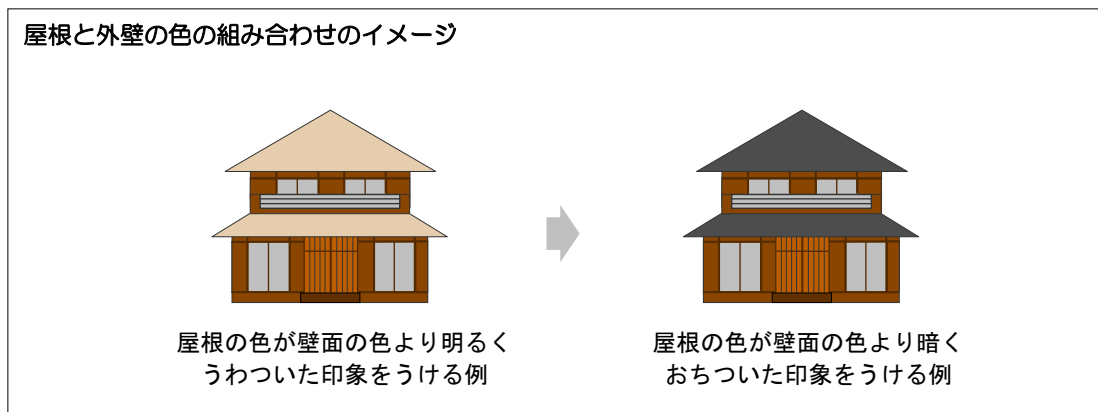
#### 不調和

個々の建物が、目立とうとすると、まち並みが雑然となります。



## ■ 落ち着いた景観を形成していくために、色の組み合わせにも配慮する。

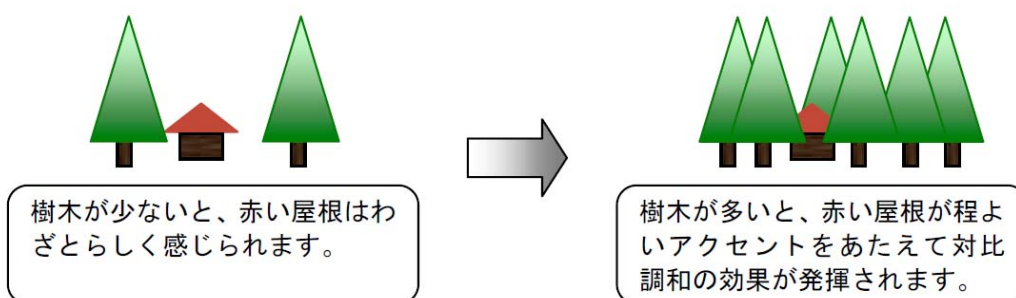
- ・色は面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わります。
- ・複数の色を使用する場合は、屋根と外壁、および、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- ・例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象をあたえることがあります。
- ・また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることにも留意が必要です。



## ■ 対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう配慮すること。

- ・良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調（明度や彩度）や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- ・したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。また、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。

### 対比調和のイメージ



## (5) 素材

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</li> <li>・冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。</li> <li>・周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然素材もしくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮すること。</li> </ul>

### ■ 良好な景観を長期間にわたって維持していくため耐久性のある素材を用いる。

- ・良好な景観を長期間にわたって維持していくため、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。

耐久性ある素材	耐久性のない素材
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石材</li> <li>・タイル</li> <li>・硬質の木材 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トタン（亜鉛めっき鋼板）で錆びやすいもの</li> <li>・ベニヤ板ではがれやすいもの</li> </ul>

### ■ ステンレスやガラスなどの大部分での使用は際立った印象をあたえるため、大部分での使用を抑制する。

- ・土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用されているなかで、アルミやステンレス、ガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を大量に使用すると、周辺の落ち着いた雰囲気から際立った印象をあたえることがあります。

### ■ できるだけ、自然素材のものを使用する。

- ・中山道沿道は自然素材を用いた建築物が多く立地していますので、景観に一貫性をもたせるため、できるだけ自然素材を使用しましょう。自然素材のものを使用することが難しい場合は、同様の素材感を有するものを用いましょう。これも難しい場合は、建物の周囲を緑化するようにしましょう。

自然素材
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材</li> <li>・漆喰</li> <li>・いぶし和瓦 など</li> </ul>



**■ 周辺の建築物と同様の素材を使用する。**

- ・ 入母屋や切妻形態の勾配屋根に、瓦、漆喰壁、板壁といった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎをあたえてくれる風景となっています。
- ・ 区域全体において、周辺にこのような建築物が立地している地区では、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するようにしましょう。

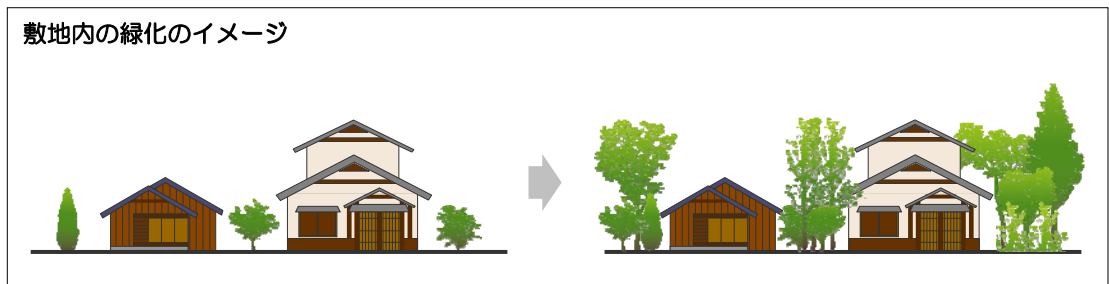
**(6) 敷地の緑化措置、樹木等の保全措置**

基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。</li> <li>・ 道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。</li> <li>・ 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</li> <li>・ 大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</li> <li>・ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> </ul>

**■ 豊かな自然を感じる景観を形成していくため、敷地内はできるだけ多くの緑化をする。**

**■ 周辺との調和や周辺景観にあたる影響を緩和するように植栽を行う。**

- ・ 緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季おりおりに変化することとあいまって景観に潤いをあたえます。そのため、建築物等の敷地にはできるだけ多くの緑量を確保しましょう。



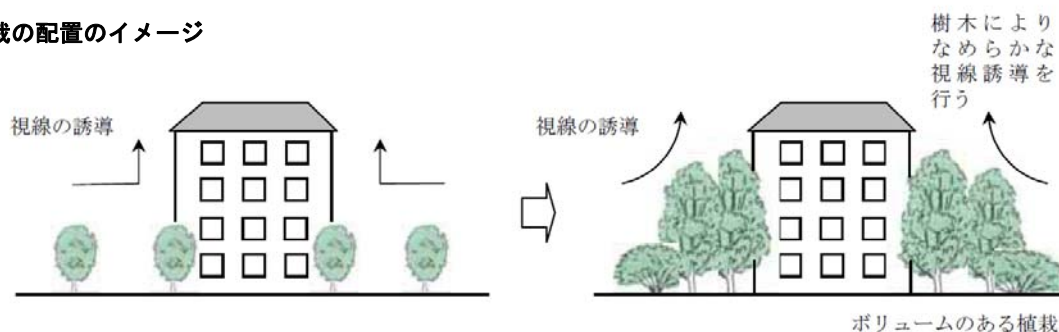
**■ 周辺との調和や周辺景観にあたる影響を緩和するように植栽を行う。**

- ・ 建築物等の敷地の緑化は、建築物等が持つ個々の美しさが、その樹木によって助長され、さらにひきたてられることにもなります。
- ・ 樹木の配置については、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するように努めましょう。
- ・ 樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さに見合う樹高となる樹種や、建築物等のボリュームに見合う樹冠となる樹種とともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。

## ■ 大規模建築物にあっては、その高さを考慮した樹種および樹木とその植栽位置を考慮する。

- ・大規模建築物は、周囲が広大な田園や低層の建築物のなかにあつては、平面的な広がりや建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感をあたえてしまいます。
- ・突出した印象をあたえる大規模建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。

### 植栽の配置のイメージ



## ■ 長期間にわたって安定した景観を形成していけるようにその地域の自然植生を目安とした樹種を使用する。

- ・樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ枯死する可能性があります。
- ・その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけています。そのため、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を選定しましょう。
- ・また、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）に考慮してバランスのとれた植栽を行いましょ

## ■ 樹姿や樹勢が優れた樹木がある場合は、修景に生かせるように配慮する。

- ・これまでに形成されてきた景観を維持するため敷地内に育成するまとまった樹木は極力残しましょう。
- ・樹姿等が優れた樹木についても、そのままの位置に残したまま修景に活用することが望ましいですが、そのまま残すことが難しい場合は、移植を行い修景に生かしましょう。

#### 4. 景観形成基準(工作物等に関する事項)の解説

【工作物（垣、さく、へいその他これらに類するもの・門・擁壁を除く）】

##### (1) 敷地内における位置

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>・原則として、道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性および公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。</li> <li>・電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。また、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。</li> </ul>	

##### ■ 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりある緑豊かな沿道景観を形成するため、道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、工作物の周囲にはできるだけ多くの空地を確保しましょう。
- ・工作物と道路の距離は、原則2メートル以上確保しましょう。ただし、芸術性および公共性あって周辺の景観と調和が図れているものはこの限りではありません。
- ・電柱の乱立は景観の乱れにつながりますので、整理統合を図りできるだけ少ない本数にしましょう。また、道路の路面への設置を避け、できるだけ目立たない位置に配置しましょう。

##### (2) 形態・意匠・色彩

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。彫像についてこれにより難い場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。</li> <li>・平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</li> <li>・電柱の形態は簡素化を図ること。</li> </ul>	

##### ■ 周辺景観になじむ形態・意匠・色彩とする。

- ・周辺の景観になじむように、違和感のない形態・意匠・色彩としましょう。（色彩は建築物の基準を参考にしましょう。）
- ・彫像について周辺の景観となじまないものを設置する場合は、多くの人が見える道路から見えにくい位置に配置するか、植栽で遮へいするなどの措置を講じましょう。（芸術祭などで一時的に設置されるものはこの限りではありません。）

##### ■ 味気ない印象をあたえないように平滑な大壁面とせず、陰影効果に配慮する。

##### ■ 外部に設ける配管類は目立ちにくくする。

- ・大規模で平滑な壁面は、味気ない印象をあたえます。これを軽減させ、良好な景観を形成するため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにしましょう。（建築物の基準を参照。）
- ・露出した配管類は乱れた印象をあたえます。これを軽減させ、良好な景観を形成していくため、配管類を壁面内に収容するか、集約化を図るかなどして、目立たないようにしましょう。
- ・電柱（電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路（その支柱物を含む））の形態は、簡素化を図りシンプルなものとしましょう。

### (3) 敷地の緑化措置、樹木等の保全措置

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</li> <li>・道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</li> <li>・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> <li>・敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</li> <li>・鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> </ul>	

※建築物の基準を参考に緑化や保全を行いましょう。

#### 【垣、さく、へいその他これらに類するもの】

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。</li> <li>・道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。</li> <li>・けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。</li> </ul>	

■ 周辺景観や敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態・意匠・色彩とする。

■ 道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）とする。

- ・垣やさく、へいなどは、周辺景観や敷地内の状況に配慮して、これらと調和した形態・意匠・色彩にしまししょう。
- ・特に、多くの人の目につく道路に面する部分については、できるだけ樹木を用いた生垣にしまししょう。

生垣の設置例



#### 【門】

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。</li> </ul>	

■ 周辺景観や敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態・意匠・色彩とする。

- ・門は、周辺景観や敷地内の状況に配慮して、これらと調和した形態・意匠・色彩にしまししょう。

## 【擁壁】

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。</li> <li>・できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したのものとする。</li> <li>・これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。</li> </ul>	

### ■道路に面して設ける場合は、できるだけ低くする。

- ・道路に面して高い擁壁を設置すると圧迫感があります。そのため、できるだけ低くなるようにしましょう。
- ・擁壁の材料は、できるだけ石材などの自然素材を用いましょう。自然素材を用いることが難しい場合はこれを模した素材を用いることとし、これも難しい場合は緑化などの修景措置を講じましょう。

## 【屋外における物件の堆積】

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</li> <li>・原則として、道路から2メートル以上後退すること。</li> <li>・遮へい措置を要するものの集積または貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</li> <li>・事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</li> <li>・農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。</li> <li>・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</li> <li>・植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>	

### ■堆積物が外から目立たないようにする。

- ・堆積物は道路側からは2メートル以上後退した位置に配置しましょう。それ以外の敷地境界線からもできるだけ多く後退した位置に配置しましょう。
- ・景観を阻害する要因となる製品やスクラップなどを貯蔵する場合は、外部から望見できないように遮蔽措置を講じましょう。特に、道路側はできるだけ常緑の中高木で遮蔽するようにしましょう。
- ・樹姿または樹勢が優れた樹木は極力残すこととし、修景に生かしましょう。やむを得ず移植する場合近い位置に移植しましょう。
- ・長期にわたって景観を維持していくため、自然植生を考慮した植栽としましょう。

## 【土地の開墾その他土地の形質の変更】

	区域全体（中山道沿道を除く）	中山道沿道
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹姿または樹勢が優れた樹木がある場合は、できるだけ保全すること。</li> <li>・造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整形は土羽によるものとする。</li> <li>・のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</li> <li>・駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。</li> </ul>	

■ **周辺景観との調和に配慮して土地の形質の変更を行きましょう。**

- ・ 樹姿または樹勢が優れた樹木は極力残すこととし、修景に生かしましょう。
- ・ 自然な雰囲気を広げるため、のり面は土羽によるものとし、周辺景観や周辺環境に配慮して、植栽等の緑化措置を講じましょう。
- ・ やむを得ず、擁壁等の構造物を設ける場合であっても最小限のものとしましょう。
- ・ 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部を緑化し修景措置を講じましょう。